

第77号議案

府中市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年11月28日

提出者 府中市長 高野 律 雄

(説明)

子ども医療費助成制度の対象者を拡充することに伴い、所要の改正を行うものであります。

府中市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例

府中市子ども医療費助成条例（昭和48年3月府中市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第1条中「子育て」を「子育て等」に改める。

第2条第1項中「15歳」を「18歳」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項中「保護者」を「保護者等」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 何人からも監護されていない高校生等

第2条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 この条例において「高校生等」とは、15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

第3条中「できる者」の次に「(以下「対象者」という。)」を加え、「次の各号に該当する子どもを養育している保護者」を「保護者等であつて、当該保護者等が監護する子ども（当該保護者等が前条第3項第3号に該当する者の場合は、当該保護者等）が次の各号のいずれにも該当するもの」に改める。

第6条中「保護者が」を「対象者は、当該対象者が監護する子ども（当該対象者が第2条第3項第3号に該当する者の場合は、当該対象者）に係る」に、「申込みしなければ」を「申込みをしなければ」に改める。

第7条第1項中「保護者」を「前条の申込みをした者」に改め、同条第2項中「受けた保護者」を「受けた者（以下「医療証受領者」という。）」に、「子ども」を「当該医療証受領者が監護する子ども（当該医療証受領者が第2条第3項第3号に該当する者の場合は、当該医療証受領者）」に改める。

第8条第2項中「保護者」を「医療証受領者」に改める。

第8条の2中「保護者」を「医療証受領者」に、「子ども」を「当該医療証受領者が監護する子ども（当該医療証受領者が第2条第3項第3号に該当する者の場合は、当該医療証受領者）」に改める。

第9条第1項中「保護者」を「医療証受領者」に改め、「規定により」を削り、

同条第2項中「保護者は」を「医療証受領者は」に、「当該保護者」を「当該医療証受領者」に改め、同条第3項中「保護者」を「医療証受領者」に、「子ども」を「当該医療証受領者が監護する子ども（当該医療証受領者が第2条第3項第3号に該当する者の場合は、当該医療証受領者）」に改める。

第10条中「保護者」を「医療証受領者」に改める。

第11条第1項中「保護者」を「医療証受領者」に、「子ども」を「当該医療証受領者が監護する子ども（当該医療証受領者が第2条第3項第3号に該当する者の場合は、当該医療証受領者）」に、「当該第三者」を「当該医療証受領者が当該第三者」に改め、同条第2項中「保護者」を「医療証受領者」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の府中市子ども医療費助成条例（以下「新条例」という。）の規定は、施行日以後における療養に係る医療費の助成について適用し、施行日前における療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

（準備行為）

3 新条例第6条の規定による医療費の助成の申込み及び新条例第7条第1項の規定による医療証の交付に関し必要な手続は、施行日前においても、これらの規定の例により行うことができる。

新

(目的)

第1条 この条例は、子どもに係る医療費の一部を助成し、子どもの保健の向上に寄与するとともに、子育て等の支援に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において「子ども」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

2 この条例において「高校生等」とは、15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

3 この条例において「保護者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1)～(2) 省 略

(3) 何人からも監護されていない高校生等

4～5 省 略

(対象者)

第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、保護者等であつて、当該保護者等が監護する子ども(当該保護者等が前条第3項第3号に該当する者の場合は、当該保護者等)が次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1)～(5) 省 略

(申込み)

第6条 対象者は、当該対象者が監護する子ども(当該対象者が第2条第3項第3号に該当する者の場合は、当該対象者)に係る医療費の助成を受けようとするときは、市長に申込みをしなければならない。

条例新旧対照（抜粋）

（_____は、改正部分）

旧

（目的）

第1条 この条例は、子どもに係る医療費の一部を助成し、子どもの保健の向上に寄与するとともに、子育ての支援に資することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この条例において「子ども」とは、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

（追加）

2 この条例において「保護者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1)～(2) 省略

（追加）

3～4 省略

（対象者）

第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者は、次の各号に該当する子どもを養育している保護者とする。

(1)～(5) 省略

（申込み）

第6条 保護者が医療費の助成を受けようとするときは、市長に申込みしなければならない。

(医療証)

第7条 市長は、前条の申込みをした者に対し、別に定めるところにより、この条例による助成を受ける資格を証する医療証を交付する。

2 医療証の交付を受けた者(以下「医療証受領者」という。)は、市長が指定した病院、診療所、薬局その他の者(以下「指定医療機関等」という。)から当該医療証受領者が監護する子ども(当該医療証受領者が第2条第3項第3号に該当する者の場合は、当該医療証受領者)が診療、薬剤の支給又は手当を受ける際、当該指定医療機関等に医療証を提示するものとする。

(助成の方法)

第8条 省 略

2 前項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認めるときは、医療証受領者に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。

(食事療養標準負担額の支払方法)

第8条の2 第7条第2項及び前条第1項に規定する方法により医療費の助成を受ける医療証受領者は、当該医療証受領者が監護する子ども(当該医療証受領者が第2条第3項第3号に該当する者の場合は、当該医療証受領者)が入院時食事療養を受けた場合は食事療養標準負担額を、国民健康保険法又は社会保険各法及び厚生労働省令の規定の例により病院又は診療所に支払うものとする。

(届出義務)

第9条 医療証受領者は、第6条の申込みをした事項に変更が生じたときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

2 医療証受領者は、別に定めるところにより毎年、現況届を市長に提出しなければならない。ただし、市長が当該医療証受領者の同意に基づき、現況届に記載すべき内容を公簿等により確認することができる場合は、この限りでない。

3 医療証受領者は、当該医療証受領者が監護する子ども(当該医療証受領者が第2条第3項第3号に該当する者の場合は、当該医療証受領者)の疾病又は負傷が第三者の行為によつて生じた場合において、当該疾病又は負傷に係る医療

(医療証)

第7条 市長は、保護者に対し、別に定めるところにより、この条例による助成を受ける資格を証する医療証を交付する。

- 2 医療証の交付を受けた保護者は、市長が指定した病院、診療所、薬局その他の者(以下「指定医療機関等」という。)から子どもが診療、薬剤の支給又は手当を受ける際、当該指定医療機関等に医療証を提示するものとする。

(助成の方法)

第8条 省 略

- 2 前項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認めるときは、保護者に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。

(食事療養標準負担額の支払方法)

第8条の2 第7条第2項及び前条第1項に規定する方法により医療費の助成を受ける保護者は、子どもが入院時食事療養を受けた場合は食事療養標準負担額を、国民健康保険法又は社会保険各法及び厚生労働省令の規定の例により病院又は診療所に支払うものとする。

(届出義務)

第9条 保護者は、第6条の規定により申込みをした事項に変更が生じたときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

- 2 保護者は、別に定めるところにより毎年、現況届を市長に提出しなければならない。ただし、市長が当該保護者の同意に基づき、現況届に記載すべき内容を公簿等により確認することができる場合は、この限りでない。

- 3 保護者は、子どもの疾病又は負傷が第三者の行為によつて生じた場合において、当該疾病又は負傷に係る医療費の助成を受けたときは、その事実、当該第三者の氏名及び住所又は居所(氏名又は住所若しくは居所が明らかでないとき

費の助成を受けたときは、その事実、当該第三者の氏名及び住所又は居所（氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨）並びに被害の状況を遅滞なく市長に届け出なければならない。ただし、同一の行為によつて生じた疾病又は負傷について、既に届け出ているときは、この限りでない。

（譲渡又は担保の禁止）

第10条 医療証受領者は、この条例による助成を受ける権利を譲渡し、又は担保に供してはならない。

（損害賠償の請求権の譲渡）

第11条 医療証受領者は、当該医療証受領者が監護する子ども（当該医療証受領者が第2条第3項第3号に該当する者の場合は、当該医療証受領者）の疾病又は負傷が第三者の行為によつて生じた場合において、当該疾病又は負傷に係る医療費の助成を受けたときは、その額の限度において、当該医療証受領者が当該第三者に対して有する損害賠償の請求権を府中市に譲渡するものとする。

2 医療証受領者は、前項の規定による第三者に対して有する損害賠償の請求権の譲渡をしたときは、その旨を遅滞なく当該第三者に通知しなければならない。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の府中市子ども医療費助成条例（以下「新条例」という。）の規定は、施行日以後における療養に係る医療費の助成について適用し、施行日前における療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

（準備行為）

3 新条例第6条の規定による医療費の助成の申込み及び新条例第7条第1項の規定による医療証の交付に関し必要な手続は、施行日前においても、これらの規定の例により行うことができる。

は、その旨)並びに被害の状況を遅滞なく市長に届け出なければならない。ただし、同一の行為によつて生じた疾病又は負傷について、既に届け出ているときは、この限りでない。

(譲渡又は担保の禁止)

第10条 保護者は、この条例による助成を受ける権利を譲渡し、又は担保に供してはならない。

(損害賠償の請求権の譲渡)

第11条 保護者は、子どもの疾病又は負傷が第三者の行為によつて生じた場合において、当該疾病又は負傷に係る医療費の助成を受けたときは、その額の限度において、当該第三者に対して有する損害賠償の請求権を府中市に譲渡するものとする。

2 保護者は、前項の規定による第三者に対して有する損害賠償の請求権の譲渡をしたときは、その旨を遅滞なく当該第三者に通知しなければならない。